

福島県労働委員会に相談してください！

秘密厳守

無料

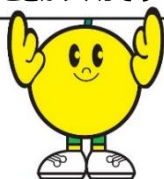
# 労働のトラブルは あっせんで解決を！



## あっせんとは？

労働者個人と使用者（会社や団体等の事業主）との間で起きた労働に関するトラブルについて、労働委員会の委員

互いに譲り合う  
ことが大切です



が、当事者双方の話を聞いて問題点を整理し、合意点を探りながら歩み寄りを促し解決を図る制度です。

## 労働委員会とは？

労働委員会は、労働者と使用者との間の労働トラブルを、公正・中立な立場で解決のお手伝いをする県の行政機関です。あっせんでは、公益委員、労働者委員、使用者委員から各1名、計3名のあっせん員が解決のお手伝いをします。



労働者委員  
(労働組合の役員)



公益委員  
(弁護士、大学教授など)



使用者委員  
(会社役員など)



福島県労働委員会

☎ 024-521-7594 (直通)

相談時間 平日 8:30 ~ 12:00  
13:00 ~ 17:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

## あっせん Q&A

Q 誰でも利用できますか？

A 県内にある事業所の労働者（退職した人も含む）、または県内で事業を営んでいる使用者であれば、どちらからでも利用できます。また、パートや契約社員等、雇用形態は問いません。

Q 他人に知られたくないのですが…

A あっせんは、非公開で行われます。秘密は厳守しますのでご安心ください。

Q どこで行われますか？

A 原則として福島市の福島県自治会館4階にある労働委員会で行いますが、遠方である等の事情がある場合はご相談ください。

Q 費用はかかりますか？

A 誰でも無料で相談・利用ができます。

Q どのくらい日数はかかりますか？

A 申請から終結まで概ね2か月程度をお見込みください。

Q あっせんで必ず解決できますか？

A あっせんには法的な強制力はありませんので、相手方があっせんに応じない場合もあります。

Q あっせんで相手方と対面したくないのですが…

A あっせんは、あっせん員が当事者双方から個別にお話を聞く方法で進められます。その際、当事者は別々の控え室で待機します。全く対面しない方式も可能です。

## あっせんの流れ

労働トラブル発生

### 労働相談

来庁による相談の他、電話やメールによる相談も可能です。

### あっせん申請

労働者または使用者のどちらからでも申請できます。郵送での提出も可能ですが、記載漏れを防ぐため、事前にご相談ください。

### 事務局の調査

事務局職員がトラブルの内容について、当事者双方のお話をお聞きします。相手方には、あっせんに応じるかどうか確認します。

### あっせん実施

3名のあっせん員が、当事者双方から別々に主張をお聞きし、解決に向けて歩み寄りを促します。所要時間は、3時間程度です。

### 解決

双方が合意した場合

### 打ち切り

解決の見込みがない場合

### 取下げ

あっせんの必要なくなった場合は、申請者はいつでも申請を取り下げることができます。

相手方があっせんに応じない場合は、不開始となります。

## どんなトラブルが対象？

- 会社から突然解雇されたが、納得がいかない。
- 残業代の一部が未払いとなっている。
- 説明もないまま、一方的に給与を減額された。
- 上司からパワハラを受けて困っている。
- 従業員が配転命令に応じてくれない。

※裁判や労働審判等で争われているものや、判決が確定しているもの、また、労働者同士のトラブルは、あっせんの対象となりません。

## お気軽にご相談ください！

福島県労働委員会では、平日、事務局職員が労働相談に応じています。

また、月に1度、労使トラブルの専門家である県労働委員会の委員と相談が可能な「労働困りごと委員相談会」を実施しております。

詳細は、福島県労働委員会のホームページでご確認ください。



# 福島県労働委員会

☎ 024-521-7594 (直通)

〒960-8043

福島県福島市中町8-2 (福島県自治会館4階)



お気軽にご相談ください。

福島県労働委員会

検索

